

福岡県お花でおもてなし事業費補助金交付要綱

(制 定 令和6年4月1日 5園振第1882号)

(趣旨)

第1条 知事は、福岡県の観光振興を図ることを目的とし、福岡・大分デザインーションキャンペーン期間中において、福岡県に来訪した観光客等を、全国有数の花き生産県である本県産のお花でおもてなしするために、宿泊施設が実施する飾花に要する経費について、予算の範囲内において、福岡県お花でおもてなし事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下、「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 観光客をおもてなしするために、花を飾ることを「おもてなし飾花」という。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 第1条に規定する補助事業者、要件、補助の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 各補助事業者において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知

書（様式第2号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（事業の着手）

第6条 補助事業者は、原則として、前条に規定する交付決定の後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により補助事業者が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出し、協議しなければならない。

この場合において補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

（事業変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、変更交付申請書（様式第4号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第5号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業者の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過する日までに、実績報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合、第4条第2項ただし書に該当した補助事業者

において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金の経理）

第11条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

別表(第3条関係)

目的	補助対象者	要件	補助対象となる経費	補助率	重要な変更	備考
<p>1 宿泊施設における飾花経費助成</p> <p>福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間※において、福岡県産の花を飾り(飾花)、観光客をおもてなしするとともに、県産花きをPRする</p>	<p>宿泊施設</p>	<p>1 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)福岡県内に所在する宿泊施設のエントランスやロビーを飾花すること。</p> <p>(2)概ね福岡県産花材を利用していること。</p> <p>(3)福岡県産の花であることを表示すること。</p>	<p>・花材代</p> <p>・飾花に係る資材(消耗品費)</p> <p>・装飾技術料(役務費)</p>	<p>10/10以内</p> <p>ただし、1施設当たり上限5万円</p>	<p>1 補助金額の増加</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業の中止</p>	<p>振込手数料は補助対象外とする。</p>

※福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間 ; 令和6年4月1日～令和6年6月30日